第六十二条の十五中「納付義務等」の下に「・業務改善命令」を加え、「「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する前項ただし書」と」を削り、「第六十二条の十」と「第六十二条の十三の三第一項」とあるのは「第六十二条の十」と、「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域」と」を加え、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」を「前条第一項の承認又は指定」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第二項中「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等」と、第四十五条の二第一項中「者が」とあるのは「法人（当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。以下この条において同じ。）が」と、「者に対し、第四十三条第十一号（許可の要件）」とあるのは「法人に対し、第六十二条の八第二項第七号（総合保税地域の許可）」と、同条第二項中「者」とあるのは「法人」に、「第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項」を「第四十八条の二第五項」に、「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第一項」を「第一項」に改め、「第六十二条の十五において準用する」を削る。

第六十七条の五中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改める。

第六十九条の十二第七項第一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同項第二号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。

第七十三条第三項中「適用法令」の下に「、第三十四条の二（外国貨物等を出すことの確認義務）」を加える。

第百五条第一項第一号及び第二号中「こと」を「こと。」に改め、同項第三号中「提供させること」を「提供させること。」に改め、同項第四号及び第四号の二中「こと」を「こと。」に改め、同項第六号中「）された」を「）がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「行った者」の下に「、同法第八条の二第一項各号（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）に掲げる貨物（同項第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物（同法第八条第一項に規定する指定貨物をいう。以下この号において同じ。）の正常価格（同法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下この号において同じ。）より低い価格で輸出のために販売されるものに限り、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の国内における販売を行つた者、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の国内における生産又は販売を行つた者」を加え、「こと」を「こと。」に改める。

第百八条の四第一項及び第二項中「輸出した者」を「輸出した場合」に、「者を含む。）」を「場合を含む。）には、当該違反行為をした者」に改める。

第百九条第一項及び第二項中「輸入した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百九条の二第一項及び第二項中「運送した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第百十一条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第百十二条第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第百十二条の二中「用途外使用等」に「製造用原料品の減税又は免税」に改め、「第十九条第二項」の下に「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」を加え、「用途外使用等」の」を「軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等」の」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第百十三条の二中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条を第百十三条の三とし、第百十三条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二　正当な理由がなく、第百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押え等）の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十四条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「提示して貨物の積卸しをした者」を「提示して貨物の積卸しをしたとき。」に改め、同条第四号から第十一号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号及び第十三号中「者又は」を「とき、又は」に、「提出しなかつた者」を「提出しなかつたとき。」に改め、同条第十四号から第十七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十八号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

第百十五条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「隠した者」を「隠したとき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「（保税蔵置場についての規定の準用）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第四十一条の三第一項又は第四十五条の二第一項（業務改善命令）（第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第百十五条の二第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　第三十四条の二（外国貨物等を出すことの確認義務）の規定に違反して外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物を保税地域から出したとき。

第百十六条中「及び第十六号」を「、第十一号及び第十八号」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第百十七条第一項中「第百十二条まで」を「第百十二条の二まで」に、「、第百十二条の二（用途外」を「・用途外」に改め、「第百十三条の二」の下に「（電磁的記録提供命令に違反する等の罪）、第百十三条の三」を加える。

第百二十一条第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）